

議案第 22 号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

公民館施設の使用実態に合わせた使用料設定の見直し等に伴う改正

## 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1 公の施設の使用料(1)公民館施設ア公民館の表神岡町公民館の部中

「

会議室 3		430	540	970	540
-------	--	-----	-----	-----	-----

を

」

「

会議室 3		430	540	970	540
小会議室		220	220	440	220

に改める。

」

別表第2 1 公の施設の使用料(3)スポーツ施設の表サン・スポーツランドふるかわの部中

「

ミーティング グループ	410	710	710	1,420	710
----------------	-----	-----	-----	-------	-----

を

」

「

ミーティング グループ	410	710	710	1,420	710
グラウンド ゴルフ場	1,080	1,620	2,160	3,780	—

に改める。

」

別表第2 3 公の施設附属設備使用料(2)神岡町公民館の表を次のように改める。

公の施設の 名称	分類	種類又は品 目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民 館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,080 円		
	楽器	グランドピ アノ	1 台	3,240 円		
		たて型ピア ノ	1 台		540 円	540 円
	照明施設	音響施設	1 式	5,400 円		
		照明施設	1 式	5,400 円		
		スクリーン	1 式	540 円		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛驒市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行								改正案							
本則・附則 略 別表第1 (第2条関係) 略  別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館								本則・附則 略 別表第1 (第2条関係) 略  別表第2 (第2条関係) 1 公の施設の使用料 (1) 公民館施設 ア 公民館							
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00				6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00			8:00	12:00	17:00	17:00	22:00		
古川町公民館の部～宮川町公民館の部 略								古川町公民館の部～宮川町公民館の部 略							
神岡 町公 民館	ホールの項～会議室1の項 略							神岡 町公 民館	ホールの項～会議室1の項 略						
	会議 室3	—	430	540	970	540	略		会議 室3	—	430	540	970	540	略
	—	—	—	—	—	—	—		小会 議室	—	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>220</u>	—
備考 略 イ 公民館分館 略 (2) コミュニティー施設 略 (3) スポーツ施設								備考 略 イ 公民館分館 略 (2) コミュニティー施設 略 (3) スポーツ施設							
公の施設 の名称	区分	使用料					備考	公の施設 の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00				6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00			8:00	12:00	17:00	17:00	22:00		

古川トレーニングセンターの部～古川町森林公園の部 略							
サン・	略	略	略	略	略	略	略
スポーツ	ミー	410	710	710	1,420	710	
ラン	ティ						
ドふる	ング						
るか	ルー						
わ	ム						
	—	—	—	—	—	—	
	—						
	—						
	—						
以下 略							

- (4)～(8) 略
- 2 公の施設の入館料 略
- 3 公の施設附属設備使用料
- (1) 古川町森林公園 略
- (2) 神岡町公民館

公の施設の名 称	分類	種類又 は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議 室
神岡 町公 民館	舞台 施設	平台	1 枚	110円		
		金びよ うぶ	1 双	1,080円		
	楽器	グラン ドピア ノ	1 台	3,240円		
		たて型 ピアノ	1 台		540円	—

古川トレーニングセンターの部～古川町森林公園の部まで 略							
サン・	略	略	略	略	略	略	略
スポーツ	ミー	410	710	710	1,420	710	
ラン	ティ						
ドふる	ング						
るか	ルー						
わ	ム						
	グラ	1,080	1,620	2,160	3,780	—	
	ウン						
	ドゴ						
	ルフ						
	場						
以下 略							

- (4)～(8) 略
- 2 公の施設の入館料 略
- 3 公の施設附属設備使用料
- (1) 古川町森林公園 略
- (2) 神岡町公民館

公の施設の名 称	分類	種類又 は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議 室
神岡 町公 民館	舞台 施設	—	—	—		
		金びよ うぶ	1 双	1,080円		
	楽器	グラン ドピア ノ	1 台	3,240円		
		たて型 ピアノ	1 台		540円	540円

資 料

	照明 施設	映写機	1台	5,400円		
		音響 施設	1式	5,400円		演台付 2,160 円
		照明 施設	1式	5,400円		
		スク リー ン	1式	540円		

	照明 施設	音響 施設	1式	5,400円		
		照明 施設	1式	5,400円		
		スク リー ン	1式	540円		

## 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

公民館施設の使用実態に合わせた使用料設定の見直し等に伴う改正

### 2 改正の内容

#### (1) 公民館使用料の新規設定

飛騨市神岡町公民館の管理人室移転に伴い、小会議室にかかる使用料を設定する。

#### (2) スポーツ施設使用料の新規設定

飛騨市サン・スポーツランドふるかわにグラウンドゴルフ場を整備したことに伴い、使用料を設定する。

#### (3) 施設附属設備使用料の見直し

飛騨市神岡町公民館の附属設備について、老朽化により使用料の見直しを図る。

### 3 施行日 平成29年4月1日